

平成28年9月秋田市議会定例会提出予定案件	
件名	説明
<b>「 条 例 案 」 12件</b>	
1 秋田市農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を設定する件 ・農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)：平成27年9月4日公布、一部を除き平成28年4月1日施行	<p>○設定理由 農業委員会等に関する法律の一部改正(平成27年法律第63号)に伴い、農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)および農地利用最適化推進委員の定数について定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨 1 農業委員の定数は、19人とする。 2 農地利用最適化推進委員の定数は、29人とする。</p> <p>○施行期日等 施行は、平成29年7月20日からとする。 「秋田市農業委員会の選挙による委員の定数条例」および「秋田市農業委員会委員の選挙区および選挙区定数条例」を廃止する。</p>
2 秋田市農業委員会委員候補者選考委員会条例を設定する件	<p>○設定理由 農業委員の候補者を選考する農業委員会委員候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置するため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨 1 選考委員会は、農業委員の候補者の選定を行い、その結果を市長に報告する。 2 選考委員会は、委員7人以内をもって組織する。 3 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 5 委員は、農業委員の候補者の推薦等を行うことができない。</p>

- 3 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件
- 6 選考委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 施行期日  
平成29年1月1日から
- 改正理由  
農業委員の報酬の額を改めるとともに、農業委員会委員候補者選考委員会委員および農地利用最適化推進委員の報酬等の額を定めるため、改正しようとするもの
- 改正要旨  
1 農業委員会委員候補者選考委員会委員の報酬の額を日額7,300円とする。

2 農業委員の月額報酬を改める。

種 別		報 酬 額	
		改 正 前	改 正 後
農業委員	会長	月額 32,000円 日額 10,000円	月額 34,000円 日額 10,000円
	会長代理	月額 30,000円 日額 10,000円	月額 32,000円 日額 10,000円
	委員	月額 29,000円 日額 10,000円	月額 31,000円 日額 10,000円

- 3 農地利用最適化推進委員の報酬の額を月額31,000円、日額10,000円とし、農業委員会に出席したときは費用弁償を支給する。
- 施行期日  
1 は平成29年1月1日から、2 および3 は同年7月20日から。
- 4 秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する件
- 改正理由  
新たに特定個人情報を利用して処理することができる事務および利用する特定個人情報を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの
- 改正要旨  
1 特定個人情報を利用して処理することができる事務に、新たに次に掲げる事務を加える。  
(1) 生活保護法による保護の決定および実施又は徴収金の徴収に関する事務

	<p>(2) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務</p> <p>2 1に掲げる事務において利用する特定個人情報、介護保険に関する情報等とする。</p> <p>3 後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務において利用する特定個人情報に、精神障害者手帳に関する情報等を加える。</p> <p>4 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務において利用する特定個人情報に、身体障害者手帳に関する情報等を加える。</p> <p>5 1に係る規定の追加に伴う別表の項のずれを修正する等の規定の整備を行う。</p> <p>○施行期日 平成28年10月1日から</p>
<p>5 秋田市市税条例の一部を改正する件 ・所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）：平成28年3月31日公布、一部を除き平成29年1月1日施行</p>	<p>○改正理由 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正（平成28年法律第15号）に伴い、特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 特例適用利子等又は特例適用配当等については、他の所得と区分して100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する個人の市民税の所得割を課することとする特例を定める。</p> <p>2 1に係る規定の追加に伴う条のずれを修正する等の規定の整備を行う。</p> <p>○施行期日等 施行は、平成29年1月1日からとする。 1は、施行日以後に支払を受けるべき特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。</p>
<p>6 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 外国人等の国際運輸業に係る所得に対す</p>

・所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）：平成28年3月31日公布、一部を除き平成29年1月1日施行

る相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正（平成28年法律第15号）に伴い、特例適用利子等および特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 市民税において分離課税される特例適用利子等および特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定等に用いる総所得金額に含めることとする特例を定める。
- 2 1に係る規定の追加に伴う項のずれを修正する。

○施行期日等

施行は、平成29年1月1日からとする。

1は、施行日以後の国民健康保険税について適用する。

7 秋田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を設定する件

○設定理由

地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく地方活力向上地域である本市に本社機能を有する施設等の新增設を行った者について固定資産税の不均一課税を行うため、この条例を設定しようとするもの

○要旨

- 1 地方活力向上地域に本社機能を有する施設等を設置した者について、設置に係る事業の区分に応じ、次の表のとおり固定資産税の不均一課税を行う。

事業の区分	年度の区分	税率
東京23区からの移転	初年度	100分の0.14
	第2年度	100分の0.35
	第3年度	100分の0.7
地方にある本社機能を有する施設等の拡充（東京23区以外からの移転・拡充を含む。）	初年度	100分の0.14
	第2年度	100分の0.467
	第3年度	100分の0.933

※本社機能を有する施設等・・・「調査・企画部門」「情報処理部門」「研究開発部門」「国際事業部門」「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所ならびに研究所および研修所をいう。

- 2 不均一課税に係る次に掲げる事項を定める。

- (1) 申請等の手続
- (2) 事業を承継した場合の届出

		<p>(3) 事業の廃止等があった場合の取消し</p> <p>○施行期日等  公布の日からとする。  1 は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p>
8	秋田市母子生活支援施設設置条例を廃止する件	<p>○廃止理由  土崎ポートハイムを廃止するため、この条例を廃止しようとするもの</p> <p>○施行期日  公布の日から</p>
9	秋田市学校給食費に関する条例を設定する件	<p>○設定理由  秋田市立小学校および中学校における学校給食費を市が徴収することができることとするため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨  1 市は、市立小学校および中学校において、学校給食を実施する。  2 市は、保護者から学校給食費を徴収することとし、その額は、規則で定める。  3 市は、学校給食を全て中止した場合などやむを得ない事情があると認める場合は、学校給食費を徴収しないことができる。  4 市は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。  5 保護者は、規則で定める日までに学校給食費を納付しなければならない。</p> <p>○施行期日  平成29年4月1日から</p>
10	秋田市介護保険条例の一部を改正する件 ・介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第425号）：平成27年12月16日公布、平成28年4月1日施行	<p>○改正理由  介護保険法施行令の一部改正（平成27年政令第425号）に伴い、秋田市介護認定審査会の委員の任期を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨  秋田市介護認定審査会の委員の任期を3年とする。</p>

<p>11 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する件 ・水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）：平成27年6月19日公布、一部を除き平成28年12月18日施行</p>	<p>○施行期日 平成29年4月1日から</p> <p>○改正理由 水銀含有ごみの分別収集等に関し必要な事項を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 水銀含有ごみは、分別して収集することとする。 2 水銀含有ごみは、指定袋に収納しないこととし、処理手数料を徴収しない。</p> <p>○施行期日 平成28年12月1日から</p>
<p>12 秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例を設定する件</p>	<p>○設定理由 住宅等の管理不良状態を予防し、解消するための措置等について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保全し、市民の健康で安全な生活の確保を図るため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨 1 住宅等を所有し、占有し、又は管理する者（以下「所有者等」という。）は、住宅等を管理不良状態にしないよう適切な管理に努めなければならない旨の所有者等の責務を規定する。 2 市は、住宅等が管理不良状態にあり、又はそのおそれがあると認めるときは、実態調査を行い、管理不良状態を解消するための措置等を講ずるものとする旨の市の責務を規定する。 3 市長は、住宅等が管理不良状態にあり、又はそのおそれがあると認めるときは、職員に立入調査をさせることができる。 4 市長は、住宅等が管理不良状態にあると認めるときは、その所有者等に対し、管理不良状態を解消するための指導をすることができる。 5 市長は、指導にもかかわらず住宅等の管理不良状態が解消されないと認めるときは、期限を定めて必要な措置をとることを勧告することができる。</p>

- 6 市長は、特に必要があると認めるときは、期限を定めて勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 7 市長は、所有者等が、命令に基づく措置を期限までにとらなかつたときは、事前に意見を述べる機会を与えた上で、公表することができる。
- 8 市長は、措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき等は、行政代執行法の定めるところに従い、代執行することができる。
- 9 市長は、住宅等の所有者等および地域住民に対し、必要な支援を行うことができる。
- 10 市長は、管理不良状態にある住宅等が及ぼす地域住民の生活環境への悪影響を放置することが公益に反すると認められるときは、当該悪影響を除去するための必要な措置を講ずることができる。
- 11 この条例に基づいて市長が行う命令等に関し調査審議を行うため、秋田市生活環境保全審議会を置く。
- 12 秋田市生活環境保全審議会について次に掲げる事項を定める。
  - (1) 委員7人以内をもって組織する。
  - (2) 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
  - (3) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

○施行期日

平成29年4月1日から

**「 単 行 案 」 1 件**

- 13 高梨台市営住宅新築工事(第2期)請負契約を締結する件

○高梨台市営住宅新築工事(第2期)請負契約を締結しようとするもの

- ・ 工事場所 秋田市新藤田字高梨台173番2
- ・ 契約金額 197,640,000円
- ・ 契約先 住建・山建開発建設工事共同企業体
- ・ 工期 平成29年3月17日まで
- ・ 工事概要

		<p>Aタイプ 木造2階建て長屋 268㎡ 2棟 (10戸)</p> <p>Cタイプ 木造平家建て長屋 122㎡ 2棟 (8戸)</p> <p>付属屋 屋外物置 8棟</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
	<b>「 予 算 案 」 3 件</b>	
14	平成28年度秋田市一般会計補正予算 (第3号) の件	○資料別紙
15	平成28年度秋田市市有林会計補正予算 (第1号) の件	
16	平成28年度秋田市介護保険事業会計補正予算 (第2号) の件	
	<b>「 決 算 認 定 」 3 件</b>	
17	平成27年度秋田市水道事業会計決算認定の件	○資料別紙
18	平成27年度秋田市下水道事業会計決算認定の件	
19	平成27年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件	
	<b>「 追 加 提 案 」</b>	
	<b>「 人 事 案 」 1 件</b>	
20	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>○人権擁護委員伊藤順子氏の任期満了 (平成28年12月31日付) に伴い、その後候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期3年</li> </ul> <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>
	<b>「 決 算 認 定 」 1 件</b>	
21	平成27年度秋田市一般会計および特別会計歳入歳出決算認定の件	